

## 【処遇改善等加算Ⅱ 研修受講要件に係るFAQ】

## 全施設類型共通

No.	内容	問	答
1-1	実施主体としての指定(認定)	研修の実施主体としての指定(認定)は、加算認定自治体ごとに受ける必要があるのか。	研修の実施主体としての指定(認定)は加算申請の前に行う必要があります。また、研修の実施主体としての指定(認定)は、指定(認定)を行う自治体の域内においてのみ効力を有します。したがって、研修の実施主体としての指定等は研修を行う場所に応じて、指定(認定)を行う自治体ごとに受ける必要があります。なお、以下の場合、実施主体としての指定(認定)は不要です。 【保育所及び地域型保育事業】研修の実施主体が都道府県の場合 【幼稚園・認定こども園】研修の実施主体が都道府県又は市町村(教育委員会を含む。)、大学等の場合
1-2	研修の修了について	研修の実施主体が受講者の研修修了を認めないことはできるのか。	研修の受講において、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、研修実施主体の判断で、修了の評価を行わないことができます。
1-3	平成30年度以前に受講した研修の取扱い	平成30年度以前とは、いつまで遡ることを想定しているのか。	遡る期間について特に定めはありませんが、実情に応じ、加算認定自治体において一定の年数とすることも差し支えありません。

## 保育所及び地域型保育事業所

No.	内容	問	答
2-1	実施主体としての指定	研修の実施主体としての指定について、その効力に期限はあるか。	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の6による指定を受けた機関については、指定の効力は指定を受けた年度限りとなります。
2-2	園内研修	園内研修を行う施設等からの申請および加算認定自治体による確認について、研修実施前に行うことが必要か。	個別の研修の研修時間を短縮するかどうかに関わるため、あらかじめ、園内研修を行う施設等からの申請と加算認定自治体による確認を行うことが必要となります。
2-3	園内研修	園内研修は、マネジメント分野の研修も対象とすることが可能か。	保育実践を除く、全ての分野について可能です。

## 【処遇改善等加算Ⅱ 研修受講要件に係るFAQ】

## 保育所及び地域型保育事業所

No.	内容	問	答
2-4	保育実践	研修受講要件通知Ⅰ.1.(2)に保育実践研修が含まれていないが、過去に処遇改善等加算Ⅱを取得するために、専門別分野研修にあたるものとして保育実践研修を受講した人の取扱いはどのようになるか。 また、同様にマネジメント研修を専門別分野研修として受講した人の取扱いは。	保育実践研修は、専門別分野研修ではないため、処遇改善等加算Ⅱの対象者が修了すべき研修には当たりません。 ただし、当該取扱いについて、明確に示されたのが令和元年度であることを踏まえ、令和元年度までに実施する研修に限り、専門分野別研修の一つとしてみなすことができるものとします。また、マネジメント研修についても、保育実践研修と同様に専門別分野研修のひとつとして取り扱うことができます。 ただし、上記の取扱いにより加算を受けた場合であっても、保育現場での多様な課題への対応やリーダー的な役割が求められていることを踏まえ、他の専門分野の研修を一つ以上受講して頂くことが望ましいことにご留意ください。
2-5	研修修了の認定	他県で行われる保育士等キャリアアップ研修の指定を受けている研修を受講した際に、その受講した時間数に応じて、本県が一部修了証を発行することは認められるか。 (例)1日5時間×3日間の研修の1日目だけ受講した場合、保育士等キャリアアップ研修の一部(5時間)を修了したと認め、一部修了証を発行する。	他県で受講した研修が、自県において指定を受けている研修と内容が同一であることが確認できる場合は、自県において当該研修の一部修了証を発行することができます。
2-6	免許状更新講習	修了とみなすにあたって、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン同様、「ねらい」及び「内容」を満たしている必要があるか。それとも「分野」さえ特定できれば足りるのか。	「ねらい」及び「内容」を満たしているかの確認が必要です。
2-7	免許状更新講習	研修受講要件通知Ⅰ.1.(3)の免許状更新講習について、講習が専門分野別研修の各研修分野として適当と認めるにあたって、その時期は。	原則、講習実施後を想定していますが、受講予定者が加算認定自治体に事前確認を求めることも想定されます。
2-8	免許状更新講習	研修受講要件通知Ⅰ.1.(3)の免許状更新講習について、講習が専門分野別研修の各研修分野として適当と認めるにあたって、講習受講者から申請していただくのか、それとも県が独自に調査等して認めるのか。	更新講習の受講者が施設(事業所)に提出し、施設(事業所)から加算認定自治体に申請していただくことを想定しています。

## 【処遇改善等加算Ⅱ 研修受講要件に係るFAQ】

## 幼稚園・認定こども園

No.	内容	類型		問	答
		幼	認		
3-1	実施主体としての認定	○	○	幼稚園及び認定こども園については、研修実施主体として、それぞれの「関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者」とあり、「加算認定自治体は、関係団体の申請に基づき、要件を満たしているか確認を行うこと。」とされているが、要件を満たしていることについて、どのように確認を行えばよいのか。	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修(幼稚園・認定子ども園)の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式」(令和元年11月11日 事務連絡)における幼稚園・認定こども園関係団体等の認定に係る申請様式(以下「研修の実施主体認定申請書等(幼稚園・認定こども園)」という。)により、研修組織・実績、研修体系・研修の主な内容、研修修了の証明方法・研修受講歴の情報管理の方法等を確認し、研修受講要件通知との齟齬がなければ認定してください。
3-2	実施主体としての認定	○	○	研修の実施主体の認定に際し、全国団体とそれに連なる加盟団体が共通の枠組みで研修を行っている場合、各加盟団体毎に認定を行う必要があるのか。 (例) (公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が設定した枠組みで各加算認定自治体私立幼稚園・こども園団体が研修を行っている場合等	お尋ねのような場合には、各加盟団体毎に申請・認定を行わせるのは煩雑であるため、全国団体と加盟団体が共通の枠組みで研修を行っているような場合には、例にある全日本私立幼稚園幼児教育研究機構のような全国団体において、同一の枠組みで研修を行っている加盟団体も含めた連名の申請書を作成し、全国団体が一括して申請することができます。共通の枠組みで研修を実施している複数団体分から一括して申請があった場合、申請内容が適切であれば、記載の複数団体全てを認定済として取り扱っていただいで差し支えありません。
3-3	研修内容の認定	○	○	研修内容については、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質(認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育及び保育の質)を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであれば研修として認めてよいという理解でよいか。 保育士等キャリアアップ研修と異なり、それぞれ分野を用意する必要はないという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
3-4	研修内容の認定	○	○	幼稚園・認定こども園については、個別の研修内容についてあらかじめ認定を行うことは不要とのことだが、研修内容の確認はどの段階で行うべきか。	加算適用申請時に、施設(事業所)から各職員の研修受講歴の一覧及び研修の修了証明の写し(「研修の実施主体認定申請書等(幼稚園・認定こども園)別紙様式1の添付書類3において示した「研修修了の証明方法」を参照)を提出いただき、確認していただくほか、研修受講歴の一覧において、明らかに幼稚園・認定こども園における教育の質の向上を目的としない研修であることが研修名等から疑われる場合には、必要に応じ研修実施団体に問合せを行うことが考えられます。
3-5	研修内容の認定	○	○	研修受講要件通知 I.2.(1).④、I.3.(1).④「加算認定自治体が適当と認める者」は、園内研修以外も認めることが可能か。可能な場合、園内研修の場合は要件を示されているが、園内研修以外の場合は、どの要件に沿って認めていけばよいのか。	園内研修以外も認めることが可能であり、その場合については、研修の実施主体認定申請書等(幼稚園・認定こども園)別紙様式1において示した幼稚園・認定こども園関係団体等の認定に準じて各自治体において判断してください。
3-6	実施主体としての指定	○	○	研修の実施主体としての認定について、その効力に期限はあるか。	研修実施主体としての認定の効力に期限は設けていません。
3-7	研修内容の認定	○	○	免許状更新講習について、小学校教諭の免許状を持っている教諭が小学校の内容に特化した更新講習を受講する場合など、研修受講要件通知2.(2)または同通知3.(2)の研修内容に沿っていないと考えられる研修について、当該受講は加算にかかる研修時間の対象外として良いか。	お見込みのとおりです。 なお、小学校の内容の研修を受ける場合でも、幼小接続の観点を含むものなど、幼児教育の質の向上につながる研修もあると考えられることに、留意が必要です。

## 【処遇改善等加算Ⅱ 研修受講要件に係るFAQ】

## 幼稚園・認定こども園

No.	内容	類型		問	答
		幼	認		
3-8	研修内容の認定	○	○	園が、幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者等の協力を得て、公開保育を実施する場合、公開保育・研究協議といった一連の取組を、園内研修として加算に係る研修として差し支えないか。 また、時間数はどのように算定すればいいのか。	園が公開保育を行う場合の一連の取組のうち、教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修と考えられるものであって、研修受講要件通知 I.2.(1)・I.3.(1)に定める園内研修の条件に該当する時間については、加算に係る研修の時間として認めて差し支えありません。 具体的には、例えば公開保育前の園内研修や事後の園内研修などを、研修内容に関して十分な知識及び知識を有すると、加算認定自治体もしくは加算認定自治体が認めた幼稚園関係団体が認めた者の指導・助言に基づき実施するような場合、これらの研修の時間をまとめて園内研修の時間として算定することが考えられます。
3-9	研修内容の認定	○	○	家庭における児童虐待の対応・防止や、困難を抱える家庭の支援など、子育て支援・児童福祉に係る研修は、「幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの」として加算に係る研修内容として認められるか。	幼稚園は、学校教育法や幼稚園教育要領等に基づき子育て支援活動を行うこととされており、例えば児童相談所の職員等を講師とした虐待の対応・防止に係る研修や、ソーシャルワーカーを招いた困難を抱える家庭の支援に係る研修など子育て支援・児童福祉に係る研修についても加算に係る研修として認めて差し支えありません。認定こども園についても同様です。
3-10	研修内容の認定	○	○	独立行政法人教職員支援機構が実施する様々な幼稚園教諭・管理職向け研修は加算に係る研修として認められるか。	教職員支援機構は、独立行政法人教職員支援機構法に基づき教職員の研修等を行うことを目的に設置された機関であり、研修受講要件通知 I.2.(1)・I.3.(1)に示す実施主体のうち③大学等に該当するものとして、同機構が実施する研修のうち、幼児教育の質の向上を目的としたものについては、加算に係る研修として認めて差し支えありません。
3-11	研修内容の認定		○	認定こども園に勤務している場合、担当している児童が1号か2・3号かの別によって、あるいは、幼稚園教諭、保育士といった保有する免許・資格の別によって、受講が求められる研修に違いはあるのか。	認定こども園に勤務する加算対象職員であれば、担当する児童や保有する免許・資格の別を問わず、加算に係る研修は同じです。 すなわち、保育士資格のみ有する保育教諭が幼稚園教諭向け研修を受講した場合も、幼稚園教諭免許のみ有する保育教諭が保育士向け研修を受講した場合も、いずれも加算に係る研修として認められます。
3-12	園内研修	○	○	研修受講要件通知 I.2.(1)・I.3.(1)に関して、園内研修の講師について、十分な知識及び経験を有すると①(都道府県または市町村(教育委員会))・②(関連団体のうち加算認定自治体が適当と認める者)が認める者と記載があるが、講師の基準について、国からの提示はあるか。	現時点において基準を示す予定はありません。要件に該当するか否かは、加算認定自治体で判断してください。
3-13	園内研修	○	○	園内研修の講師を認定こども園関連団体等が認める場合、それを証するものを確認する必要があるのか。	研修の実施主体認定申請書等(幼稚園・認定こども園)の別紙様式2内の「研修講師の実績と選定理由」という欄に記載の理由が合理的なものであるか確認すれば足りる。
3-14	キャリアアップ研修		○	保育士等キャリアアップ研修については、認定こども園の加算要件とするために特段の申請、認定等手続きは不要という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
3-15	キャリアアップ研修	○		幼稚園教諭が、保育士等キャリアアップ研修を受けた場合の取扱いはどうなるのか。	保育士等キャリアアップ研修のうち、乳児保育など保育所の内容に特化した内容以外のものであれば、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとして、加算に係る研修として認められます。

## 【処遇改善等加算Ⅱ 研修受講要件に係るFAQ】

## 幼稚園・認定こども園

No.	内容	類型		問	答
		幼	認		
3-16	キャリアアップ研修		○	保育所等では、保育実践分野の研修は修了すべき分野には含まれないとされているが、認定こども園の職員の方が「保育実践」分野の研修を受講した場合、当該研修時間数は、60時間(or 15時間)の算定に含めても差し支えないか。	No.2-4の保育実践の取扱いに準じます。
3-17	キャリアアップ研修		○	保育士等キャリアアップ研修も含まれるとされていますが、保育所等のように各分野15時間を修了する必要があるか。それとも修了することは必要なく、受講した時間数がそのまま研修時間として算入されるのか。	保育所等のように必ずしも各分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数をそのまま研修時間として算入することができます。
3-18	キャリアアップ研修		○	保育士等キャリアアップ研修について、どの専門分野別研修でも要件を満たしたことになるのか。	保育実践を除き、どの専門分野別研修でも可能です(マネジメント研修は副主幹保育教諭及び専門リーダーに限り有効です。)。なお、保育実践についてはNo.2-4の取扱いに準じます。
3-19	幼保連携型以外の認定こども園に関する取扱い		○	幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園については、どの施設類型とするのか。	それぞれ認定こども園として取り扱います。
3-20	実施主体としての認定	○	○	研修の形式について、加算に係る研修となるのは対面形式の研修のみなのか。	研修受講要件通知に定める研修実施主体・研修内容による研修であれば、必ずしも対面形式で行う必要はなく、オンライン形式の研修も加算に係る研修となります。オンライン形式で研修を行おうとする者からの研修実施主体としての認定の申請についても、要件を満たすと確認できる場合は積極的に認定を行っていただくようお願いいたします。
3-21	実施主体としての認定	○	○	加算適用申請時に、施設から、他の加算認定自治体Aが研修実施主体として認定したB法人が実施する研修の修了証が提出された。 当自治体Cでは、B法人を研修実施主体として認定していないが、加算に係る研修の修了証として取り扱ってよろしいか。	幼稚園・認定こども園の加算に係る研修の修了証は、研修実施主体を認定した加算認定自治体内でのみ有効です。 ただし、他の加算認定自治体A内の施設で勤務し、Aが加算に係る研修として認めたB法人が実施する研修を修了した幼稚園教諭等が、B法人を研修実施主体として認定していない加算認定自治体C内の施設に転勤した場合などやむを得ない理由がある場合については、B法人が実施する当該研修の修了証をCにおいて加算に係る研修の修了証として取り扱って差し支えありません。

## 【処遇改善等加算Ⅱ 研修受講要件に係るFAQ】

## 幼稚園・認定こども園

No.	内容	類型		問	答
		幼	認		
3-22	研修内容の認定	○	○	域外で研修を行う幼稚園関係団体・認定こども園関係団体等について、各加算認定自治体の認定状況を知りたいが、個別に問い合わせるしかないのか。	令和3年度より、文部科学省・内閣府において、各加算認定自治体の認定状況を集約し、情報提供を行います。 各加算認定自治体におかれては、認定状況の共有にご協力をお願いいたします。
3-23	免許状更新講習	○	○	免許状更新講習は加算に係る研修として認められるとのことだが、マネジメントに係る研修について、中核リーダーの要件となっている15時間の時間に含めることは可能か。	免許状更新講習は、教員として必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身に付けることを目的とした講習であることから、中核リーダーとして園のマネジメントに携わっていくための資質・能力の涵養に資する内容であることも十分考えられます。 シラバス等においてマネジメントに係るものであると位置づけられており、なおかつ講習実施主体がマネジメントに係る研修を修了したことを示す修了証を発行している場合、マネジメントに係る研修に算入して差し支えありません。
3-24	実施主体としての認定	○	○	在籍する外国人園児やその保護者と意思疎通を図るため、自治体の国際交流協会や多文化共生センター、地域のNPOや日本語教室などの職員を講師に招き、言語の習得や文化の理解に係る園内研修を実施した。「幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの」として、加算に係る研修として認められるのか。	幼稚園は、幼稚園教育要領等に基づき、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと、また、学校教育法や同要領に基づき子育て支援活動を行うこととされており、お尋ねのような研修についても、加算に係る研修として差し支えありません（都道府県・市町村や加算認定自治体に認められた研修実施主体が研修を実施する場合も同様です。）。 認定こども園についても同様です。